

一住宅改修費の支給 一

◆ 住宅改修費の支給

住宅改修をした場合、その費用（30万円を限度）の7割～9割が支給されます。ただし、下記の条件をすべて満たしている場合に限りです。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| ○被保険者が要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けていること | ○改修する住宅が被保険者の住民登録上の住所地にあること |
| ○認定の有効期間内の改修であること | ○被保険者が在宅であること |
| ○改修する前に市（介護保険課）に書類を提出してあること | ○新築または増改築に伴う改修でないこと |
| ○厚生労働大臣指定の住宅改修であること | ○住宅所有者の承諾があること |

◆ 手続きの流れ

- ① 相 談・・・本人、家族、ケアマネジャー及び改修業者と、改修内容を検討する
- ② 事前申請・・・介護保険課に書類を提出する
 【提出書類】 ○住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
 ※ケアマネジャーがいない場合に限り改修業者に属する福祉住環境コーディネーター2級でも可
 ○見積書
 ○改修前の写真（撮影日、施工の範囲がわかるように記載されたもの）
 ○家屋図面（改修予定箇所と利用者の動線が確認できるもの）
 ○住宅所有者の承諾書（改修する住宅が本人の所有でない場合）
- ③ 承 認・・・介護保険課から本人に受認（不受認）通知書と支給申請書を送付する
- ④ 着 工・・・改修前に日付入りの写真を撮影し、着工する
- ⑤ 支給申請・・・工事終了後、介護保険課に申請する
 【提出書類】 ○支給申請書
 ○領収証（写しでも可）
 ○改修前後の写真（撮影日がわかるもの）
 ○工事費内訳書（事前申請時の見積と工事費が異なる場合）

◆ 支給方法

償還払	利用者は、いったん改修費の全額を業者へ支払います。その後、市から保険給付分（対象費用の7割～9割）を本人の口座へ払い戻します。
受領委任払	利用者は、対象費用の1割～3割分のみ（保険対象外の実費分もある場合は+実費分）を業者へ支払います。保険給付分（対象費用の7割～9割）は、市から業者へ直接支払います。

※受領委任払は、沼津市に同意書を提出した事業者でないと利用できません。詳しくはお問い合わせください。

◆ 住宅改修業者について

- 改修業者について、指定業者はありませんので、どちらの業者でも構いませんが、介護保険の住宅改修については一般のリフォームとは異なった配慮を必要としますので、介護保険の住宅改修の経験がある業者を選ぶなど、改修業者の選定にも注意してください。
- 改修工事金額についても業者によって差がありますので、複数の業者に見積もりを作成してもらい、比較をしましょう。
- 改修工事終了後にトラブルにならないように、書類による契約を結びましょう。

◆ 住宅改修の種類（厚生労働大臣指定）

※いずれの工事も身体的な状況に基づく改修理由がないと介護保険の対象にはなりません。
（老朽化等の理由による改修は認められません。）

①手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、便所、浴室、玄関等の屋内だけでなく、敷地内の屋外も対象 ・転倒予防もしくは移動又は移乗動作に役立てるために設置
②段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、浴室、便所、玄関等の各空間の床段差を解消する ・玄関から道路までの通路等の段差・傾斜を解消する《敷居を低くする、スロープ設置》 ※浴室すのこは固定しない場合、福祉用具購入費の支給対象 ●<u>昇降機、リフト等の動力によって段差解消する機器設置工事は除く</u>
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・居室での畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更 ・浴室での滑りにくい床材等への変更 ・階段での滑り防止素材（ノンスリップ等）の貼り付け等 ・屋外通路面での滑りにくい舗装材等への変更
④引き戸等への扉の取替え	<ul style="list-style-type: none"> ・扉（門扉含む）全体の変更 《身体的状況（まひなど）により現在の形状の扉を明けられない時などに開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等、に取り替える》 ・ドアノブの変更、戸車の設置等 ・扉の撤去 ●<u>自動ドアに取り替える場合、動力部分の設置工事は除く</u>
⑤洋式便器等への便器の取替え	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、和式便器から洋式便器への取替え ※腰掛便座は福祉用具購入費の支給対象 ●和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替え（便座の費用は普通便座分のみ対象となります）は含まれるが、<u>既に洋式便器である場合のこれらの機能付加は含まれない。</u> ●非水洗和式便器から水洗（簡易水洗）洋式便器に取り替える場合、<u>水洗（簡易水洗）化の工事部分は除く</u>
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 《壁や床の下地補強等》

※介護保険の住宅改修の対象となる工事は細かく定められていますので、介護保険の対象となるかわからないときはご相談ください。